

# 会 議 録

会議の名称	那珂川市子育て支援推進協議会（令和元年度第4回会議）		
開催日時	令和元年12月17日（火） 15：00～	開催場所	市役所 第1会議室
出席者	<p>1. 委員 秋峯会長、飯田副会長、唐崎委員、萬委員、松島委員、江島委員、足立委員、加峰委員、大谷委員</p> <p>2. 市（事務局） 入江子育て支援課長、子育て支援課 永野 春崎こども応援課長、渡邊こども応援課こども応援担当係長 天野社会教育課長補佐兼社会教育担当係長、斎藤 玉水健康課健康担当係長</p> <p>3. その他 株式会社サーベイリサーチセンター 水町研究員</p>		
配布資料	<p>■資料1-1：地域学校協働活動について</p> <p>■資料1-2：新 土曜日の学校開放（地域学校協働活動事業放課後子供教室）について</p> <p>■資料1-3：体系図</p> <p>■資料1-6（前回資料）：那珂川市次世代育成支援地域行動計画（案）</p>		
<p>1. 委嘱状交付</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 報告</p> <p>（委員）       では、審議のほうよろしくお願いたします。報告事項の「3-1 那珂川市放課後子供教室について」ということで、資料1-1・1-2について事務局からご説明願います。</p> <p>（事務局）     （説明：事務局）</p> <p>                  ・3-1 那珂川市放課後子供教室について説明</p> <p>（事務局）     （説明：事務局）</p> <p>                  ・3-2 那珂川市次世代育成支援地域行動計画（案）について説明</p> <p>4. 質疑応答</p> <p>（委員）       ありがとうございます。今ご説明をいただきましたので、前回の分とあわせてでも結構でございますのでご質問をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>（委員）       先ほど説明されました新 土曜日の学校開放ですけど、人数については少し増えたいんだというお話だったのですが、安徳・片縄・南畑で全校児童数に対して、どのくらいの子どもが大体利用しているのか、ざっくりでいいですので児童数に対しての割合をお聞かせください。</p> <p>（事務局）     南畑小ですと、30年度は1日平均12人来ていますね。安徳小は30人くらい、片縄小</p>			

は 20 人。昨年度とあまり変わってないです。

(委員) 学校の児童数を。

(事務局) 児童数は、南畑小は 74 人、安徳小は 403 人、片縄小は 757 人。  
割合的にはちょっと少ないですが、大体そんな感じです。

(委員) これが始まる以前の土曜日の午前中の自由な開放があっただけでしたね。その開放のときと比べて、毎週推進員さんが入ったりとか、いろんな企画をされても若干しか参加者がいなかったということですか。

(事務局) そうですね、29 年度は結構参加数が多かったんですよ。合計延べ人数だと 6,000 人くらい来ていました。30 年度が 4,800 人くらいでした。減少した理由は分かりませんが、学童の子どもが参加しにくかったことに原因があったんだと思います。

子どもが興味のあるプログラムを実施したり、参加の声かけをすることで増えていくのかなと思いますが、まだ割合的にはまだ少ないと思います。

(委員) いろいろと工夫されている割にはもったいない。

(事務局) そうですね。私たちも周知が足りないだろうということで、昨年度チラシを全校生徒に配ったりしたんですけど、なかなか人が集まらなかった。

子ども達は、土曜日に習い事が多いとかそういう理由もありますが、前回のアンケート調査結果では 50% くらいの子は家にいるとなっています。だから家にいる子はたくさんいると思いますが、参加者が少ない状態にあると思います。

ちょっと工夫して周知活動をしていないといけないかなと思います。

(委員) 何でそう思ったかというのと、6 ページに令和 4 年度から全校実施するために予算要求と書いてあるじゃないですか。

ただ、人数からいってどのくらいの予算を要求していかれるのかなと思ったので。

(事務局) 地域コーディネーターさんの謝礼金くらいなので、予算としてはあまり要求してないです。

(委員) 同じ事業の質問で、土曜日の学校開放の件ですが、関わってらっしゃる人数が指導員さん 2~3 名シルバーの方と書いてありますけど、その人数で全校の子ども達を対応するのに大丈夫なのかなと思っておりましたら、今参加人数が少ないというお話がありました。

ただ、おっしゃったように予算をかけていくという状況であれば、少しでも多くの子どもに参加してもらいたいかなと思います。

今、お話の中で学童との連携がうまくいかないということをもう少し詳しく。

(事務局) 放課後子供教室は平成 29 年 10 月からスタートしまして、学童と一体的に行うようにしています。

ただ、学童では学習の時間、おやつ時間、自由遊びの時間等の一日の流れが決まっています。

放課後子供教室では、10~12 時にスポーツクラブや、歴史講座をプログラムとして入れたことで、学童の子ども達が参加しにくい時間帯となってしまいました。それではいけないということで今年は 9~10 時までとか、9~11 時までとか、ちょうど学童の子ども達が参加しやすいような時間帯に変更したんです。例えば、10 時から 1 講座参加して、11 時には学童に戻れるような形にしたので今のところ学童の子ども達も参加していただいています。

(委員) 学童も入った人数で、大体 12 人とか 20 人くらいの人数？

(事務局) そうですね。平均するとその人数で落ち着いています。

(委員) 学童でない子ども達も参加できるんですよね？

(事務局) はい、そうです。多い時は40~50人来ています。ただ、少ないときはほんの2~3人。

(委員) きっと楽しければ子ども達は来るんですよね。子ども達のアンケートとか意見とか、いろいろなものが反映されている状況になっているのでしょうか。

(事務局) そうですね、子ども達にアンケート取りましたら、子ども達が一番楽しみにしているのが自由遊びでして……。

自由遊びが好きで、プログラムをしたために子ども達が来ないというときもあったんです。それで、プログラムの内容をいろいろ工夫して、子ども達が楽しみにしているタブレット教室をしたり、歴史講座も勉強となると子ども達が来ないので、外に出て散歩する感じにしたりとか、子ども達が楽しんで勉強してもらえるような体制を取っているところです。

(委員) プログラムの組み方とか、告知の方法とか少し検討していかれると……。せっかくいい事業なので、できたら続けていただきたいなとお願いも込めて発言いたしました。

(事務局) ありがとうございます。放課後子供教室は運営協議会を設置してまして、PTAや地域の方、学童の先生に入っていて協賛をしています。

その中で、子ども達が好きなこととか、地域でこういう人材がいるよというような情報をいただきながらプログラムをつくっていつているので少しずつできているかなと思っています。

それとPTAの関係で、PTAの方との関わりについて前回質問がなされたということですが、社会教育課としてはPTAの方の関わり方としては、協議会で言えば、PTAの代表の方に地域の代表として参加していただくような関わり方を考えています。当日はシルバーの方がいますので、PTAの方に放課後子供教室当日に参加してもらうことは今のところ考えていません。もしPTAの方が放課後子供教室と連携して何か一緒に事業をしたいということであれば、内容を検討して実施することもできます。例えば、過去コミュニティスクールと一緒に放課後子供教室で防災教室を共催で行ったこともあります。PTAの方の関わりについては、そういった関わりになっていくんじゃないかなと思います。

(委員) 質問あがってますね、PTAに声がかかったらそれでなくても大変なのにと。

(委員) 思い出しました。

(委員) やはり子ども達は自由に遊ぶってことが一番好きってことでしょう。

ということは、大人がこういうことがありますよ、こういうこともありますよと、いろんなことを言うのではなくて、いつも来たらある程度大まかな物があって、自分が自由に何かを使って遊べるというような自由度がないと、子どもはどうしてもさせられる、こういう風にしなさいと言われると。私たちが今やっている保育もそうなんです、一斉にこういうことしますと言うと嫌なんですね。じゃなくて、いろんな環境の中にあるような物を置いて、自分で自由に遊べるような環境を整えてあげると子どもは自由に自分の発想で遊んでいくんです。

だから、あまり大人が何もかもこれをしなさいとか、私たちがやっていますよという感じを出していくのではなくて、好きな遊びを好きなところで好きなように遊んでいいよという環境をつくってあげるとするのが、とても大切かなと今話を聞きながらそう思いました。

子どもって本当に自分で考えて自分で決めて自分で遊んでいくというのが、一番これからの子どもに求められていると思いますので、子どもに自由にやらせてもらうという環境を整えてあげるのが一番だと思います。

それには、いろんなところで何がいいか、どうすればいいかというのは、また皆さんで質問していかなければいいかなと思います。

せっかくいいものにしても、子どもの人数が少なくなっているっていうのは、いい計画ではないと思います。そういう風に思っています。

(委員) まさにそうで、スポーツ活動もそうなんですね。出来る出来ないが出てきますから、出来ない子にはとてもつまらないですよ。それをどうやっていくのかというところのやり方が、とても大事な部分なんですね。

例えば、私、専門がバレーボールでございますので、それを題材で言いますと、バレーボールで小学生が使っているボールを使ってやるというのは、初めての子にはとても難しいんです。そうすると、レクリエーションボールという軽いボールがありますが、これを使うと勝手に飛んでいっちゃうんですよ。なので、そういうのでやると、とても楽しく感じられる、達成感が得られるというところがある。そういう工夫をされると、せっかく来た子ども達が楽しかった、また来ようということになると思います。技術伝達になってしまってしまうと、非常に難しくなって外れていく子ども達が出てくるのかなど。興味があって来るわけですから、達成感を感じさせてあげられたら続いていくと思う。工夫・やり方というのが大きな問題なのかな。

(委員) だから、初動的な遊びができるような材料を置いてあげる形がいいと思います。

(委員) 初動ではコーディネーターさんの役割がとて大きくなってくるといいますね。そういうコーディネーターの皆さんの定期的な会議等はなされているのでしょうか。

(事務局) コーディネーターさんはまだ配置できていません。来年度から、毎月行う学校での協議と合同での協議、話し合いというのは考えております。

(委員) 他にございませんでしょうか。

(委員) わからないところを質問させてもらっていいですか。

計画にあるんですけど、「(64) ケース検討会議の開催」っていうのがあって、具体的にどういう内容でどうゆうメンバーかお尋ねしたいというのがあるんですね。それと、その前の「(50) 要保護児童対策連絡協議会」の現状をご報告いただければと思います。前の施策から引き継ぎですかね、今期も入っていますので。

(事務局) 「(50) 要保護児童対策連絡協議会」のほうなんですけど、年に1回、こちら代表者会議をしておりまして、そのメンバーというのが児童相談所であったり、筑紫保健福祉環境事務所、また筑紫医師会とか歯科医師会、市内の保育所連盟とか、校園長会、あと民生委員と、春日警察署であったり、社会福祉協議会、あとは庁舎内の子どもに関する部署を合わせて19団体で構成しているところになります。その中に、実務者会議というのと、個別の検討会議というのがあります。

実務者会議としては、保育園であったり、幼稚園であったり、小学校、学童、中学校、それぞれ年に3回程度行って情報交換会を行うものと、毎月1回、児童相談所と関係機関とで協議を行うものがあっています。

それとはまた別に個別の会議というのがあって、この個別の会議は対象児童に対していろんな関りを持っているところが集まってどういう風に支援をしていこうとか、そういう話し合いになります。また、必要に応じてケース会議を開催している状況です。

- (委員) 下の「(64) ケース検討会議の開催」とは別ですよ。これは障がいのある子どもさんのほうですね。
- (事務局) 福祉課の主管か、こども応援の主管かというだけで、必要に応じてケース会議を開催することは同じです。
- (委員) 要するに、課題は障がいのある子どもさんが課題だったり、虐待が課題だったりするけど、そのメンバーさんは重なったりする？
- (事務局) 重なったりもします。
- (委員) 例えば、ある児童に仮に虐待の課題があったとした場合、課題別に必要に応じて開催されるという風に理解していいんですか。
- (事務局) はい。
- (委員) 実際にそれをして、そのあと対策を進めていったという例はありますか？
- (事務局) 平成 30 年度では、36 件のケース会議を開いています。
- (委員) 同じ児童さんではなくて、何人かにそれぞれですね？
- (事務局) そうです。
- (委員) そういう場合、専門的な行政関係とか教育関係者とか、お医者様とか含めれば関わっていかれるんですけど、その後のフォローは具体的に例えば保健師が同じとか、そういう風になったときに地域力みたいなものを求めているとか、極端な言い方をすると、保健師さんの訪問は月 1 回くらいしかできないけど、地域の人の見守りはできるとか、前回も言ったんですけど、そういう伝達できてより良い方向に転がっていくというようなことはまだされてないですよ。
- (事務局) そうですね。地域でいうと今は主任児童委員さんを主に地域という形ではお願いしています。それ以外のところには、あまり広げてという形はないです。
- (委員) わかりました。ありがとうございます。
- (委員) 私から 2 点、お尋ねがあります。児童の権利条約といいますか、那珂川で始まってうれしく思ったのですが、せっくなのでトピックか何かで権利条約について、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、どういうものかというのを計画の中に入れてはどうかと思ったのでご検討いただければと思います。
- それは、目標のところか考え方のところに入れるのかはご検討していただいて、せっくなので権利条約をもう少しアピールしていただきたいのが 1 点。
- それから、41 ページの部分に貧困による困難を抱えた子ども達の支援のような部分があるといいのではないかとお尋ねをしたんですけど、そこについての回答をいただければと思います。項目の中に貧困や子ども達への支援を明確にしていいただければいいかなと思っているんですが。
- (事務局) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の中で、自治体が行動計画をつくるように努めなさいとなっております、それを受けて各自治体がどうするかというところですが、那珂川市としましては、まず子どもの権利条例をつくることを先に急ぎたいと思っております。
- 貧困も当然大きな問題ですが、条例をつくったあとに行動計画をどうするか、その辺の取り組みを検討していこうと考えているところです。
- (委員) わかりました。ありがとうございます。
- (事務局) もう一つ追加ですが、子どもの貧困に対してというところは今こども応援課の中に「こども総合相談窓口」というのを平成 29 年に設置してまして、そこで子どもに関

する相談を受け付ける部署を設けているので、まずそこに何らかの相談があった場合は、福祉課のほうに平成 30 年 4 月から設置をした「困りごと相談室」というところがありますので、そちらに繋いで何らかの支援という形で今は進めているところです。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(委員) 冒頭ですね、年号表記だけなので 2 重に西暦表記を表紙だけでもされたほうが良いと思うんですね。後々、必ず出てくる課題かなと思うんですが、この時代ですのでそのように思いました。

(委員) 他にございますか。

(委員) 第 2 部 計画の基本的考え方の 37 ページ「子どもの個性と可能性を伸ばす教育を進める」という中の 3 行目「この教育の目的・目標を達成するためには、就学期に限らず、乳幼児の時期に一貫した取り組みを行っていくことが大切です。」という文章と、ずっと下がって「このため、保育所や幼稚園と学校が連携した取り組みを進めるとともに、併せて地域との関わりを……。」という文章があるんです。

この具体的なところを見ていくと、子育て支援課が考える「保育所、幼稚園の運営及び施設の改善」というところと、学校教育課が考える学校教育が別れて書かれていて、保育所と幼稚園と学校が連携した取り組みを進めると書かれているのに、要望が入り込んだものが書かれていないなという印象があるので、ぜひ入れていただけたらなと思います。

なかがわっ子を育てる生活の目安 10 ケ条というのがあるって、幼稚園が書かれていて、小学校も書かれていて、ここに「なかがわっ子を育てる」となっていて、幼稚園ではこんな取り組みをしていますという文章があるって、小学校ではこんな取り組みをしていますという文章があるって、ここに学校教育課と子育て支援課とこども応援課が連名になっているんですね。

私は皆のところに行っていると思い込んでいたんです。那珂川の子供達のところにはどこにもこれが加わっていけるし……。でも、そうじゃないんじゃないかなと最近気が付いたので、ここにそういう連携したのがあれば一部の子供だけじゃなくて「なかがわっ子を育てる」というのであれば、どこの年長さんのところに行くようにするべきなんじゃないかと。

(委員) 今、特に 0~18 歳までと言われている繋ぎのところ、我々保育所のほうは来ていない。

(委員) だから、おそらく想像ですが、ここに子育て支援課とこども応援課の名前が書いてあるけれども、学校教育課がつくって、学校教育課が対応しているから小学校と公立幼稚園だけに来ているんだろうと思うんです。

なので、小学校と公立幼稚園は共通した基本的生活習慣を調べる生活チェック週間というのが年に 3 回あって、そのデータを取ってどんな風な生活習慣が身についているかというのを年を追って見たりしているんですよ。

でも、これって「なかがわっ子」となっているから、那珂川の子供を代入しないといけないので、皆のところと同じものが行くようにするためには、ここの連携がされているものが書かれていないので。だから「子どもの個性と可能性を伸ばす教育を進める」の中に、学校教育と就学前教育を行う教育の連携を代入しないといけないんじゃないかなと。

(委員) こういう形で謳ってあって、さらにこういうものが配布されているというのであれば

非常にいい事なので、全体に保育所を含めた子ども達に届けるようなことになれば、なおさらいいと思います。

計画に組み込んでいくべきではないかというところはどうかですか。

(事務局) 今お話があった(2)には保幼小の連携の部分の記載があるんですが、次の38ページには就学前の保育・教育の充実と学校教育の充実しかないので、③として先ほどお話が出ていました保育所・幼稚園・小学校の連携というのをつくって、その中に保幼小の連携を入れてはということですね。

(委員) 第3段階のところに③を増やすということですか。

(事務局) そうですね。表で言うと(3)ですね。

保幼小の連携、ここの文言については事務局のほうで検討させていただいて、今お話があったような内容で記載をさせていただくと。あと(1)の保育所と幼稚園の連携強化については、こちらのほうに記載するのでこれは削除してもいいかなと思うのですが。

(委員) どこですか。

(事務局) 第3段階の(3)で保幼小の連携という新しい項目をつくります。そこで、保育所・幼稚園・小学校の連携強化というのを追加しますが、(1)就学前の保育・教育の充実で小学校が抜けたところを書いてあるので、ここを削除させていただいて(3)のほうにこれを移して小学校を加えるようなイメージで作成してはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

## 5. その他

### (1) 次回以降の開催日程について

(事務局) 次回開催日程は各委員と調整の後、案内。

### (2) 議事録の公開について

(事務局) 会議録については、会長との話し合いの後に公開する予定。

⇒公開について、意義なく了承